

## 佐賀県就活サポート事業業務委託仕様書

### 1 目的

妊娠や出産などの理由により離職する女性は依然として多く、離職した女性が、育児等が一段落した後に再び働きたいと思っても、離職期間が長くなると、就労や仕事と家庭との両立などに不安を覚え、復帰に踏み出せず再就職が進まない現状がある。

近年、労働人口は減少を続けており、女性の活躍推進や労働力の確保の観点から、一旦離職した女性の再就職を支援する必要があると考えており、離職した女性がその能力を存分に発揮して意欲的に働けるよう、復帰に向けて支援することを目的として本事業を実施する。

### 2 委託内容

県内各地域で子育て世代を対象とした就職につながるイベント（以下、「就活フェスタ」といい、「就活フェスタ」への来場に繋げるためのイベントを「ミニ就活フェスタ」という。）を開催する。様々な広報手段を用いて事業内容の周知や就活情報の発信を行うとともに、イベント終了後も求職者の伴走支援を行う。

目標：本事業における就職者数30人以上

#### (1) 運営事務局の設置

本委託業務遂行にあたって必要となる管理・運營業務（対象者及び事業所からの問い合わせ窓口、帳票類の作成及び管理等を含む）を行う運営事務局を県内に設置し、事業実施に必要なスタッフを配置する。

#### (2) 就活フェスタの開催

就活フェスタは子ども連れでも参加しやすい内容とし、開催に必要な会場の確保、出展事業所の募集及び選定、ワークショップ等の開催、広報、会場設営、運営スタッフの手配、当日受付、進行管理等、開催に係る一切の業務を行うこと。

##### ① ターゲット

就活に一步を踏み出せていない子育て世代の女性や、子どもの成長等をきっかけとして正規雇用での就職を希望する者のうち、佐賀県内での就職を検討している者

② 開催日数

開催地	佐賀地区	唐津地区	鳥栖地区	武雄地区
開催日数	1日	1日	1日	1日

※平日1日の実施を想定

③ 内容

ア 企業ブースの設置

(ア) 1社毎に参加者との面談ブースを設けること。

(イ) ブースを設置する企業の勤務地は、各開催地ごとに下記を目安とする。

開催地	勤務地
佐賀地区	佐賀市、多久市、小城市、神崎市
唐津地区	唐津市、伊万里市、東松浦郡、西松浦郡
鳥栖地区	鳥栖市、神埼郡、三養基郡
武雄地区	武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡

(ウ) 企業ブースへの参加条件

下記のいずれにも該当する事業所であること。

a 公共職業安定所（ハローワーク）に佐賀県内で雇用する求人募集を行っていること。

b 「さが子育て応援宣言事業所」に登録、又は「女性の大活躍推進会議」に会員登録をしていること。

なお、くるみん等優良企業認定を受けた事業所及び正社員登用制度など子どもの成長に応じて、キャリアアップできる求人募集を行っていれば、優先的に出展させるものとする。

イ 県が指定するブースなどの設置

(ア) 佐賀労働局等と連携した働くことへの不安や悩みなどの個別相談ブース

(イ) 佐賀労働局等と連携した履歴書・職務経歴書等の添削ブース

(ウ) キャリアカウンセラーによるキャリアカウンセリングブース

(エ) その他参加者の興味関心が高く集客につながるブース（任意）

ウ 就職活動に役立つセミナー及び仕事と子育ての両立支援のためのセミナー等の開催

(ア) 面接対策等、就職活動に役立つ内容のセミナーやワークショップ等を企画し、提案すること。

(イ) 仕事と子育ての両立支援のため、子どもの自主性を伸ばす関わり方等についてのセミナーやワークショップ等を企画し、提案すること。

エ 参加企業向け事前説明会の開催

参加企業に対して仕事と子育ての両立支援を促すことによって、参加者のマッチング率を高めることを目的として、フェスタ開催の前に企業向けの説明会を開催する。

オ 目標値の設定

参加者数及び参加企業数について、過去の実績をもとに県と協議の上で目標値を設定し、その達成を目指すとともに、そのために効果的な手段があれば提案し、県と協議の上実施すること。(別紙参照)

カ 実施想定

項目	内容
企画	・就活フェスタの企画・立案
準備	・広報用チラシ等の作成、配布 ・事業周知広告 ・参加企業の新規開拓、選定 ・参加者の募集、受付、連絡 ・講師の手配 ・託児に係る保育士の手配 ・会場準備(会場<託児スペース等>・機材等の手配、看板の作成など) ・アンケート(当日及び後日実施)の作成 ┌ 当日アンケート：参加者、参加企業の意見等 └ 後日アンケート：参加者の就職状況等
実施	・会場設営・撤去、機材等配置・撤去 ・就活フェスタの運営(司会進行を含む) ・講師対応 ・参加企業対応 ・受付 ・アンケート実施(当日及び後日)、回収、集計 ・業務実績報告書の作成

④ アンケートの実施

会場で参加者及び参加事業所にアンケートを実施、集計し、県とともに

事業内容の検証を行う。

アンケートの内容は県と協議の上で決定する。

### (3) ミニ就活フェスタの開催

就活フェスタ開催地以外の県内市町の子育てサークル等と連携し、就職意欲を高めるミニ就活フェスタを開催する。

ミニ就活フェスタへの参加が就活フェスタへの来場に繋がるように、開催時期は近隣就活フェスタの開催前とする。実施回数は4回程度とする。

実施方法は、例えば実際に妊娠や出産などの理由により離職し再就職した経験のある女性の体験談を聞く場を設けるなど、参加者の仕事と家庭との両立等に対する悩みや不安をやわらげ、再就職の後押しができるような最も効果的な方法を企画し、提案すること。

### (4) 求職者伴走支援の実施

参加者が、就活フェスタ以降も継続して就活できるよう伴走型の相談支援を行う。

ア 子育て世代のニーズ把握や、就職への不安や悩みを解消しながら就業意欲を向上させる支援員を配置する。

イ 支援に際しては、専用の電話回線等を設け、電話相談や対面相談に応じ、自己理解、自己分析、就業プランの作成、応募書類の添削等の支援を行う。また、県から要望があった場合の子育て世代向けのイベント等でのブース設置や、求職者への出張相談にも対応する。

ウ 就職に関する情報（保育関連情報・求人情報）の提供を行う。

エ 支援した求職者が就職した後、働き続けることができるよう就職後1か月間程度フォローアップを行う。

オ 伴走支援を行った求職者に対し、就職状況の把握及びアンケートを実施、集計し、産業人材課とともに事業内容の検証を行う。

アンケートの内容は県と協議の上決定する。

### (5) 広報

目的達成のため、既存のLINEアカウント（さがママワークプロジェクト）の運用を行うとともに、当LINEやInstagram等SNS広告やフリーペーパー広告、チラシ、専用WEBサイトの作成等を必須とし、その他ターゲットに訴求する最も効果的な広報手段を講じること。発行部数を含む広報の内容については、県と協議の上決定すること。

## (6) その他

- ① ジョブカフェ SAGA やマザーズコーナー、市町や商工団体等と情報を共有し、緊密な連携を図ること。
- ② 業務目的達成のため効果的な手段があれば、提案し県と協議の上実施すること。

## 3 委託業務遂行に関する要件

### ① プロジェクト体制

本業務遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

### ② 要員計画

プロジェクト要員を計画し、要員の情報を明確にすること。

### ③ 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本事業のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。各就活フェスタ終了後は速やかに報告（アンケート集計結果含む）を行うこと。

受託者は、本業務の実施にあたり、県と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、県にその都度提出して内容の確認を得ること。

## 4 納品物

### ① 就活フェスタ及びミニ就活フェスタ各会場での実績報告書（アンケート結果含む）

提出期限 各会場終了後30日以内

提出物 書面1部（アンケート結果についてはExcelデータ）

### ② 完了報告書（アンケート集計データ含む）

提出期限 令和7年（2025年）3月31日

提出物 書面1部（アンケート分析結果含む）Wordデータ、  
アンケート元データ Excelデータ

※アンケート結果については事業（会場）ごと及び、全体を集計した集計データおよび元データをExcelデータで提出

※完了報告書の内容は令和7年3月中旬までに県と協議し決定する。

- 5 委託業務期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 6 契約保証金  
佐賀県財務規則による
- 7 代金の支払方法  
完了払
- 8 注意事項
  - ア 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）があれば、県と協議の上追加すること。ただし、委託金額内で実行可能なものに限る。
  - イ 備品の購入は認めない。必要物品はリースやレンタルで対応すること。
  - ウ 本業務関係書類（支払関係書類を含む。）については、業務完了後5年間保存しなければならない。
  - エ 委託事業費と従来事業費は、帳簿及び証拠書類を区分する必要がある。特に社員人件費については、日報及び出勤簿等の関係書類により、従来事業との区分を明確にすること。
  - オ 県は、受託者が事業の実施にあたり、この仕様書で定める事項に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。
  - カ この仕様書及び契約書に定めのある場合を除くほか、その他必要な事項については、県と受託者で協議して決定する。
  - キ 委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払いを停止する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
  - ク 受託者は、佐賀労働局等の公的就職支援機関等と連携する体制を整えること。
  - ケ 受託者は、若年者就職支援事業の受託者と連携する体制を整えること。